

再雇用制度の対象者に係る基準に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学（以下「大学」という。）と過半数代表 若林 靖永 は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都大学教職員就業規則23条に規定する再雇用制度の対象者に係る基準に関し、次のとおり協定する。

第1条 国立大学法人京都大学教職員就業規則23条に規定する再雇用制度の対象者に係る基準については、次の各号に該当する者とする。

- (1) 定年退職6カ月前の時点で、本人に再雇用の希望を確認し、働く意志及び意欲が十分にあると認められる者であること。
- (2) 過去3年間に無断欠勤がないこと。
- (3) 直近3カ年の定期健康診断結果を産業医が判断し、就業上、支障がないこと。

産業医が特に必要と認めた場合に大学の指定する医師の診断書の提出を求めることがある。

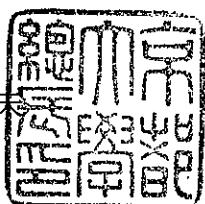
- (4) 業務遂行に必要な能力、技術及び経験を有する者であること。
- (5) 原則として職場の配置換等に応じられる者であること。
- (6) 定年退職後、直ちに業務に従事できる者であること。

第2条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日とする。但し、有効期間満了の一箇月前までに、労使いずれからも申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成18年 6月 28日

国立大学法人京都大学総長

尾 池 和 未



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

若林 靖永

